

(令和4年度第2次補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 松伏町 (都道府県: 埼玉県)
本事業の担当部局名 すこやか子育て課

事業メニュー	結婚新生活支援事業						
区分	結婚新生活支援						
関連事業メニュー	4.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(都道府県主導型コース)						
個別事業名	松伏町結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続				
実施期間	交付決定日 ~	令和6年3月31日	事業開始年度 令和3年度				
対象経費支出予定額 ※(注)1	7,200,000 円						
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(地域における実情と課題及び本個別事業の位置付け)</p> <p><地域における実情と課題> ○町政運営の最上位計画である「松伏町第5次総合振興計画(後期基本計画H31~R5年)」においては、町の将来像として「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち!」を掲げている。また、少子・高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少(参考:平成26年4月1日現在30,692人→令和5年1月1日現在28,394人(▲2,298人))と地域経済縮小を克服し、将来にわたり成長力を確保するための施策を行うとしている。 ○町政における分野別計画である「松伏町第2期子ども・子育て支援事業計画(R2年~R6年)」においては、令和3年度の婚姻数、婚姻率はそれぞれ92件、3.22%(参考:平成26年婚姻数122件、婚姻率4.0%)、また令和3年度合計特殊出生率は0.89%と低下している状況(参考:平成26年合計特殊出生率1.17%)を把握している。 また、同じく分野別計画である「第2期松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略(R2年~R6年)」においては、定住・家族形成・出産・子育てができるまちを作ることにより人口増を目指すとしている。</p> <p><本個別事業の位置付け> 松伏町第5次総合振興計画においては、まちづくりの目標として3つの目標を掲げている。その内の一つが「未来を担う子供たちが健やかに育つまちづくり」であり、具体的な施策は次の通りである。 1 育児のためのコミュニティの充実 2 経済的支援の拡充 3 仕事と子育ての両立支援の推進 本事業の結婚支援については、以上の施策に基づくものである。</p> <p>(本個別事業における現状と課題)</p> <p>(課題への対応)</p>						
個別事業の内容 ※(注)3	1. 概要						
	【補助対象要件】						
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
	【補助上限額】						
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合		
39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/>	自治体独自基準の場合			
【対象費目】							
<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用
【その他独自要件】							
・申請日より3年以上継続して町に居住する意思があること							

2. 申請見込

①新規世帯見込

上記のうち	14	世帯
ともに29歳以下	10	世帯

左記以外	4	世帯
------	---	----

【積算根拠】

29歳以下 10世帯(申請見込) × 60万円(補助上限額) = 6,000千円
 30歳以上 4世帯(申請見込) × 30万円(補助上限額) = 1,200千円
 ※申請見込については、令和4年度の当事業における支給実績を引用
 所得要件が緩和されることを鑑み、29歳以下世帯、30歳以上世帯ともに2世帯ずつ加算し、上限額で支給することを想定して試算。

(参考)
 令和4年度10世帯(29歳以下8世帯)4,800,000円。

【令和4年度申請状況】

(令和 4 年 4 月 ~ 令和 4 年 12 月)
 申請 実績 世帯数 10 世帯

②継続補助見込

	継続補助実施の有無	有	
見込世帯数		0	世帯
対象経費支出予定額		0	円

3. 広報の実施予定

広報誌、HPへの掲載、公式SNSへの投稿、近隣業者への100枚程度のチラシの設置依頼を通じて、幅広く対象世帯へ情報発信する。

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
		町内人口の純移動数(転入・転出による増減)		人	±0(令和6年度)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		%	0.89(令和3年度)	
	婚姻件数		件	92(令和3年度)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	婚姻率		%	3.22(令和3年度)	
	KPI項目		単位	目標値	現状値
	支給世帯実績/支給見込世帯数の割合		%	100	100
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」		%	70	50
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」		%	90	90
	SNSでの広報20回		回	20	24
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	県は、SAITAMA出会いサポートセンター運営協議会を活用し、オンライン相談や出張相談会が実施できるように人員や設備の整備及びSNS等を活用した総合的な広報を行う。 市町村は、①各市町での出張相談会を実施するための会場の確保、②各市町のSNSでのPR、チラシ・動画の掲示等による広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	町内及び近隣の不動産業者等に結婚新生活支援事業の周知に協力いただくことで、幅広い対象世帯に周知する。				